

第2期糸魚川市地域福祉計画

安心・癒し・充実のまちづくり



平成24年3月

糸魚川市



ごあいさつ

近年の少子高齢化や核家族化などの進行により社会情勢が変化しているなかで、糸魚川市では、地域福祉の推進のため、平成19年3月に「地域福祉計画」を策定しました。この計画が平成23年度をもって終了することから、計画の評価・見直しを行ったうえで、福祉ニーズや市民の皆様の意見を反映し、平成24年度から始まる「糸魚川市総合計画・後期基本計画」等との整合性を図りながら、この度「第2期糸魚川市地域福祉計画」を策定いたしました。

市では、地域福祉計画に基づき、福祉サービスの充実に取り組むとともに、行政と市民による協働した課題解決に向けた地域福祉の推進に取り組んでいるところであり、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、より多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、これらに応じた計画の見直しを行うものです。

本計画では、基本理念を「安心と癒やしの生活ができる地域づくり」と「充実した生活を送ることができる地域づくり」として掲げるとともに、その理念に従って7つの基本目標を定め、地域福祉の充実を推進してまいります。

なお、地域の課題解決には、きめ細かな地域の互助・共助の力が不可欠でありますことから、各地域組織におかれましては「支え合いのできる地域の組織化」をテーマとした地域づくりの話し合いを積極的に進めていただきたいと切に願うものであります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様を始め、市議会並びに地域福祉計画策定委員の方々に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

糸魚川市長 米田 徹

目 次

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
(1)	地域福祉計画とは	1
(2)	地域福祉計画の必要性	2
2	計画の性格と位置づけ	3
(1)	個別計画との関係	3
(2)	地域福祉活動計画との関係	3
3	計画の期間	4
第2章	計画の取り組み方向	
1	地域の現状と課題	5
(1)	高齢者を取り巻く状況	5
(2)	障害者を取り巻く状況	5
(3)	児童を取り巻く状況	5
(4)	その他の要支援者を取り巻く状況	6
2	課題解決に向けて	7
(1)	基本理念	7
(2)	基本目標	8
第3章	地域福祉施策の展開	
1	安心と癒しの生活ができる地域づくり	9
(1)	福祉活動の推進	9
①	人材育成	10
②	地域組織の活性化	10
③	地域での健康づくりの推進	10
④	癒しの心、結いの絆を共有できる地域づくり	10
(2)	サービスの積極的な提供	11
①	サービスの情報提供	11
②	相談体制づくりの推進	11
③	利用者の権利擁護	11
(3)	専門機関との連携	12
(4)	各種福祉施策の推進	13
①	地域での高齢者支援	13
②	地域での障害者支援	13
③	地域での子育て支援・見守り支援	14
④	地域でのその他の支援	15
2	充実した生活を送ることができる地域づくり	16
(1)	生活環境の整備	17
(2)	福祉教育の推進	17
(3)	ボランティア活動等への支援	17

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題やそれを解決するために必要なサービスの内容等を示すとともに、サービスを確保するための具体的な方法を明らかにする計画です。

地域の生活課題として、時代の変遷とともに都市部への人口移動と中山間地域の過疎化の進行、核家族化、更には住民意識の変化に伴い、家庭や地域の相互に支え合う機能が弱まってきています。そして、そのことにより社会的な支援を必要とする状態に直面した場合に解決が難しくなるという課題が生じています。

このような中で、福祉サービスの提供にあっては、行政だけで対応するには限界があり、「行政依存型」から行政、民間、団体それぞれの役割分担を明確にした「協働推進型」に移行しなければならない状況になっています。

具体的には、地域に住む一人一人が自治会、PTA、ボランティア活動等、様々な機会を通じて相互関係をつくり、一緒に地域のことを考え、活動することにより新しいつながりを築いていくなど、地域コミュニティを再生する取組が求められています。

少子高齢化の進行と福祉ニーズの増大、多様化により、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、地域社会がかつて持っていた「支え合いの力」の再生や、地域社会全体で支えていく「新しい仕組みづくり」が必要です。

第 2 期地域福祉計画（以下「本計画」という。）においては、第 1 期計画の基本的な方向性を受け継ぎ、私たちが住んでいる地域の中で、多様に広がっている福祉ニーズをとらえなおし、自助、共助、公助の連携と役割分担を明らかにしながら、福祉を通じた地域活性化の推進に取り組みます。

【社会福祉法より抜粋】

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画の必要性

少子高齢化や相互扶助機能の弱体化など、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域に住む住民が相互に助け合い、様々な活動に積極的に参加していくことによって、誰もがその人らしく安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることますます重要になっています。

平成12年6月に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念の一つに挙げられ、県及び市町村において地域福祉計画の策定が位置づけられたところです。

地域福祉計画を策定することは、地域福祉の推進役である県及び市町村が施策を総合的かつ計画的に推進するための重要なステップとなるものであり、地域の実情に応じた計画を自主的、主体的に策定することが強く求められています。

新潟県では、平成18年3月に「健康福祉ビジョン」を策定し、「～生き生きと元気に、心豊かに安心して～輝いて暮らせる健康長寿の新潟県づくり」を基本理念として事業を展開しており、福祉面では、コミュニティ（地域）で支える福祉支援として「(1)自立と参加を支える基盤づくり、(2)共生・共助の基盤づくり」を重点施策に掲げています。

このような中で、当市においても県の健康福祉ビジョンと整合性を図りながら、地域福祉推進のため、第1期計画に引き続き、本計画の策定を行うものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 個別計画との関係

高齢者、障害のある人、児童などの保健・福祉分野については、個別分野のそれぞれの計画で、具体的な事業や施策の展開を示しています。

本計画は、これらの個別計画との整合と連携を図る中で、地域福祉に係る施策の展開を示すものです。

(2) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会*が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画です。

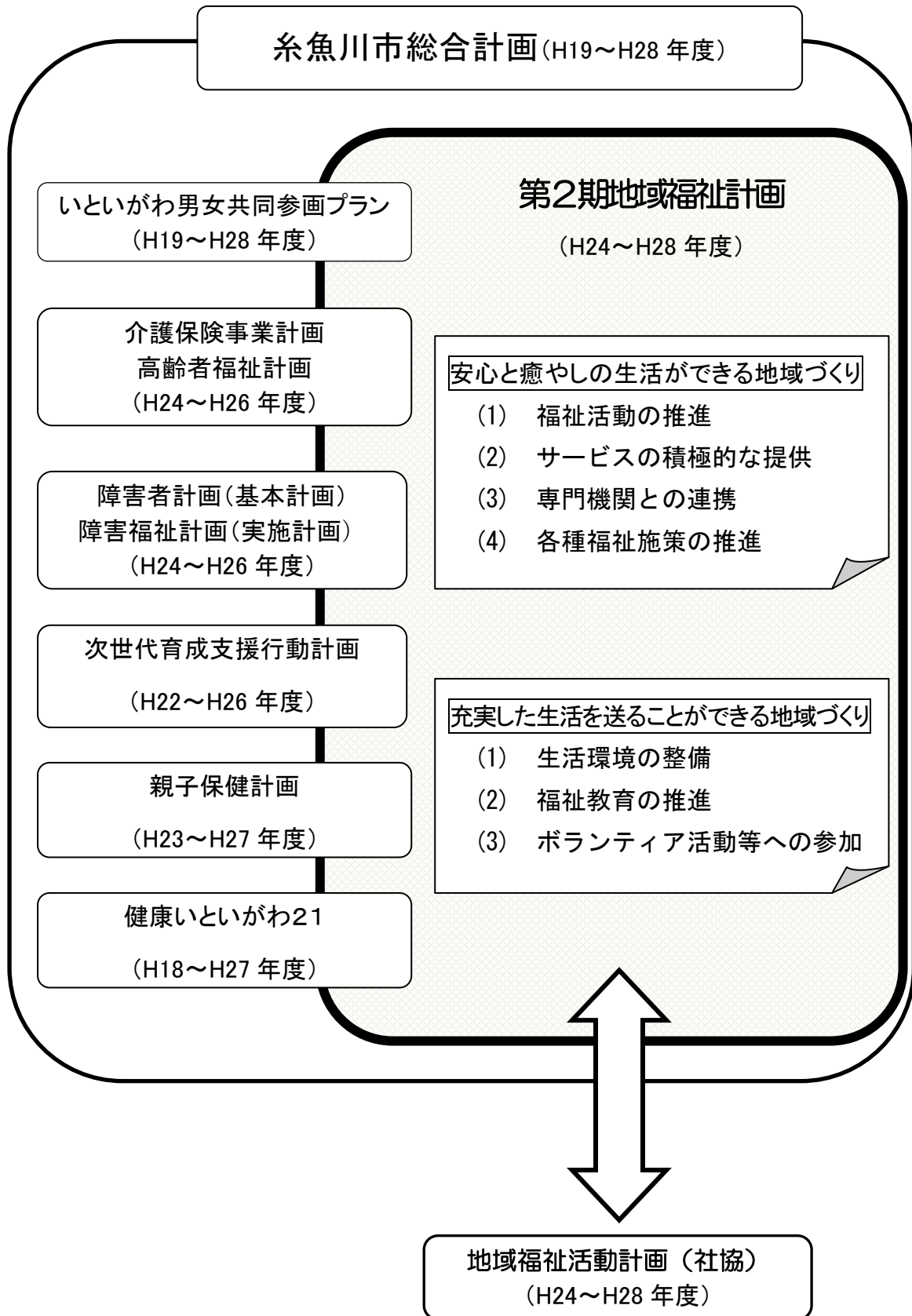
地域福祉計画は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すものであり、地域福祉活動計画の方向性を示します。

※ 社会福祉協議会

社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人。通称は「社協」（本計画でも「社協」と省略して表記する箇所あり）。

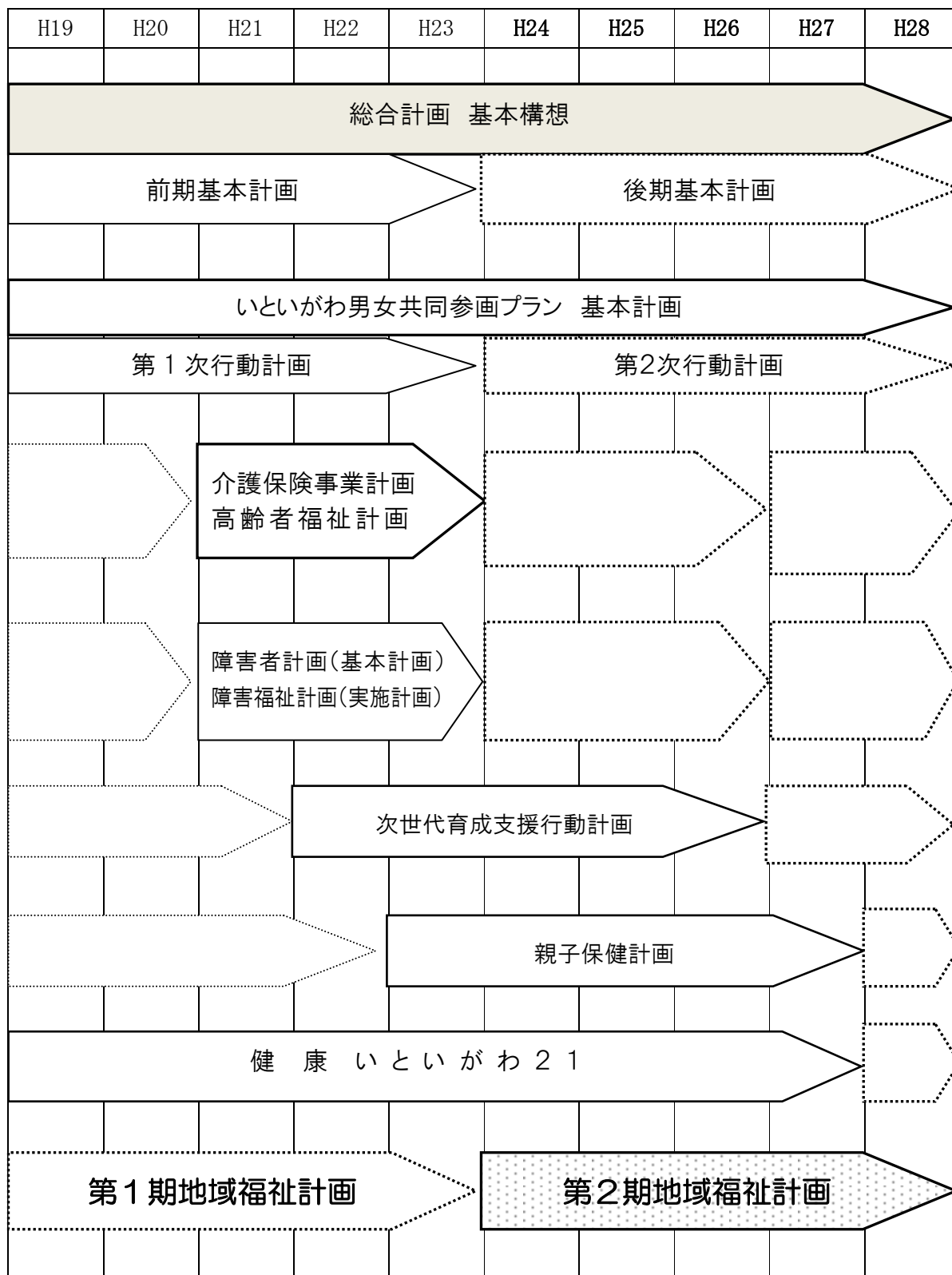
社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の活動参加のための援助、社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡調整及び社会福祉事業の健全な発達を図るための事業等を行うこととされています。

《個別計画との関係図》



3 計画の期間

本計画は、平成24年度を始期とし、28年度を終期とする5年計画とし、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。他の計画との関係は次のとおりです。



第2章 計画の取組方向

1 地域の現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く状況

糸魚川市の高齢化率は、平成23年4月1日現在32.97%で、今後更に増加する傾向にあります。高齢化率に比例し要介護高齢者の増加も予想されるため、積極的な介護予防や高齢者の健康づくりが必要です。

老人クラブでは、市の補助事業により高齢者の充実した生活づくりのための地域交流活動や社会参加活動に取り組んでいます。

地域支え合いの推進策として、協力体制の仕組みづくりを社会福祉協議会事業「ふれあいのまちづくり事業（小地域ネットワーク事業）」等を通して実施していますが、県補助事業が終了した後は事業展開が低調となっているのが実情です。

また、冬期間の除雪支援協力体制や災害時での要援護者支援体制も地域の理解と自主的活動により取り組む必要があります。

一般的に高齢者は日中家にいることが多く、家族がいない時間帯に訪問又は電話を利用した詐欺などの被害に遭う場合があることから、地域と警察、行政が協力して被害防止対策を推進しなければなりません。

高齢者に関する相談体制としては、社会福祉協議会が定期的実施する「心配ごと相談」等のほか、民生委員児童委員や地域包括支援センター等により随時相談対応に当たっていますが、今後、権利擁護や成年後見制度等に関する相談も増加することが予想されます。

行政、社協職員をはじめ関係機関の相談受入れに対する職員研修の必要性は言うまでもありませんが、相談に対する適切な配慮が必要です。



(2) 障害者を取り巻く状況

障害者が自立して、地域で普通に暮らせるまちづくりを進める必要があることから、障害者自立支援法に沿った施策を実施しているところですが、個人のニーズに沿った継続性のある相談支援体制の確立、一般就労に向けた就労支援及び日中活動の場としての地域活動支援センター事業等の充実が求められています。また、本人及び家族から将来の生活への不安が強く出されています。

このことは、障害者が地域で生活することに対する住民の受入れ認識が乏しく、障害者の生活を助け合おうという支援・扶助意識が弱いことが要因の一つと思われます。障害者や家族が安心して生活できるためには、地域住民の障害者に対する理解を深め、地域ぐるみで支え合う仕組みをつくる必要があります。

(3) 児童を取り巻く状況

核家族化や近隣との関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てについて身近に相談者がいない状況などから、子育てに対する不安やストレスを保護者が抱え、これが子育て放棄や児童虐待等を引き起こす原因にもなっています。

また、地域で不審者から子どもを守るための対策や危険区域の点検等、安全対策が欠かせない状況です。

言葉や身体の発達に心配のある児童や保護者に対しては、「ことばの相談室」や「発達支援センターめだか園」を設置して療育指導を行っています。障害の重度化や発達障害のある児童への支援など、一人一人の状態に適した治療や指導、訓練を行う必要があります。

市では、教育委員会こども課に家庭児童相談員を配置し、日常的な子育て相談の受入れや支援を行っているほか、子育て支援センターによる育児相談指導・情報提供（糸川地域）、同年代の親子の交流及び指導員による子育て相談を行う「かるがも教室」（青海地域）や児童館活動（能生地域）など、地域事情に合わせて子育て支援を実施していますが、支援体制のより一層の充実や利用の促進を図る必要があります。

(4) その他の要支援者を取り巻く状況

母子家庭が増加傾向にある中、就業する母親の多くは臨時・パートであることから、企業においては適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善が求められており、子育て支援についても多様な母子家庭ニーズに対応できる施策が必要となっています。

低所得による生活困窮者に対する支援策として、生活福祉資金等の貸付事業（窓口は社会福祉協議会）があり、借入れ内容等に一定の制限があるものの、経済的自立や社会参加の一助になることから、民生委員児童委員を通じて利用されています。

また、資産や能力を活用しても最低限度の生活水準を保てない場合は、生活扶助のほか住宅、医療等の扶助を受けることができる生活保護制度により対応しています。

被保護世帯については、平成20年夏以降の世界的な経済状況の悪化により急増しましたが、全国的な特徴として、働くことが可能な年齢層の被保護者が増えたため、就労支援のより一層の推進が課題となっているほか、統合失調症等の精神疾患、アルコール依存、多重債務など様々な問題を抱えた世帯への適切な対応や支援方法についても課題となっています。

DV[※]の被害に遭った女性からの相談件数は、年間10件程度で推移していますが、相談に対しては、庁内の関係課はもとより、県女性福祉相談所、警察署などとも連携しながら対応しています。環境生活課では、平成18年度から「女性相談室」を月1回設け、様々な悩みや問題について相談に応じていますが、相談回数や時間に制限があることが課題となっています。

なお、男女共同参画社会の形成についての具体的行動指針として、「いといがわ男女共同参画プラン」が策定されており、市、市民、企業、学校、各種団体の相互理解のもとに協力しながら推進することとなっています。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる身体的（又は精神的・性的）暴力。（DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、被害者の多くが女性であることから、その対策が課題となっています。）



2 課題解決に向けて

(1) 基本理念

住み慣れた地域で誰もが安心して充実した生活ができることを願っています。しかし一方では生活様式や住民ニーズの多様化により、行政による諸施策だけでは住民要望が満たされていないのが現実です。

地域社会で誰もが心豊かに暮らすためには、ノーマライゼーション*の理念に基づく個人の尊厳の重視と社会連帯の考え方のもとに、住民相互による支え合いのまちづくりが必要です。

また、地域住民の手による居住地域づくり、地域の住民が共にふれあい、助け合っ生活できる地域づくりが必要な時代となってきました。

行政サービスの充実とともに、地域での「見守り」や「支え合いの仕組み」を創るなど、住民自身が地域福祉の担い手となって行動することで、誰もが安心して心豊かな充実した生活を営むことができるものと考えます。

こうしたことから、糸魚川市においては次のことを計画の基本理念として掲げ、福祉を通じた地域づくりの実現を目指します。

基本理念

1. 安心と癒^いやしの生活ができる地域づくり
2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

※ ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いをうけることなく、他の人々とともに社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障害のある人をはじめ、誰もが地域の中であたりまえの暮らしができる社会を目指そうという理念です。

(2) 基本目標

基本理念に従って次のとおり具体的な施策目標を定め、計画を推進します。

1) 安心と癒やしの生活ができる地域づくり

1. 福祉活動の推進

- ① 人材育成
- ② 地域組織の活性化
- ③ 地域での健康づくりの推進
- ④ 癒やしの心、結いの絆を共有できる地域づくりの推進

_____は、計画期間中の重点項目とします。

2. サービスの積極的な提供

- ① サービスの情報提供
- ② 相談体制づくりの推進
- ③ 利用者の権利擁護

3. 専門機関との連携

4. 各種福祉施策の推進

- ① 地域での高齢者支援
- ② 地域での障害者支援
- ③ 地域での子育て支援・見守り支援
- ④ 地域でのその他の支援

2) 充実した生活を送ることができる地域づくり

1. 生活環境の整備

2. 福祉教育の推進

3. ボランティア活動等への参加

第3章 地域福祉施策の展開

この章では、基本目標に掲げたそれぞれの項目について具体的な展開施策としてまとめました。各項目に対する取組施策については、行政と地域の取り組むべき内容を「行政の取組」「地域の取組」に区分した形になっています。

特に、地域の取組に期待されるものも多く、この計画の上では地域への呼びかけ、提言となっておりますが、これからの地域福祉活動の指針として、ぜひとも地域で取り組んでいただきたいものです。

1. 安心と癒やしの生活ができる地域づくり

(1) 福祉活動の推進

① 人材育成

安心して生活できる地域づくりに必要なことの一つとして福祉活動の推進が挙げられます。住みよい地域づくりを目指した各種の事業や活動への参加により、支え合い、助け合いの心が育まれることから、社会のために自分のできることの第一歩としてボランティア活動に取り組むなど、地域の福祉活動を支える人づくりを進める必要があります。

[行政の取組]

- 高齢者、障害のある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座やリーダー養成講座を開催します。
- ボランティアやNPOの自主的な活動を通し人材を育成できるよう支援します。

重点項目 各種ボランティア講座やリーダー養成講座の開催

[地域の取組]

- ボランティアやNPOについて理解と連携を深めましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 元気な高齢者は、特に町内会、自治会、公民館、老人クラブなどと協力して地域活動に積極的、意欲的に参加しましょう。

② 地域組織の活性化

住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を築いていくためには、住民による地域ぐるみ、組織ぐるみでの支え合いや助け合いが不可欠です。そのため、地域やそれぞれの組織に合ったネットワークのあり方について話し合い、相互に助け合うシステムや、その環境づくりを進める必要があります。

[行政の取組]

- 自治組織の活動や子ども会、老人クラブ、女性団体、自主防災組織、地域づくり団体、地区社協等、幅広い生活支援コミュニティ活動を支援します。

- 区、町内会をはじめ NPO、地域活動団体の協力を得て地域福祉ネットワーク組織や災害時住民支え合い体制の整備を支援します。
- 一人暮らし高齢者の安否確認と生活支援、家事援助を兼ねた支援体制整備を検討、推進します。
- 市地域防災計画の周知及び要援護者避難支援プランによる支援体制の整備に努めます。

重点項目 小地域ネットワーク事業（社協への補助）

- ・モデル地区の選定と事業実施（5年計画：6か所）

[地域の取組]

- 老人クラブ等の友愛訪問、ふれあいデイサービス、子供たちとのあいさつ運動、子育て支援活動等、日常的な見守り、ふれあい・支え合い活動を実践しましょう。（社協の小地域ネットワーク事業*等で相互扶助機能の充実、協働意識の醸成）
- 区、町内会での災害時住民支え合い体制（自主防災組織）を確立しましょう。
- 地域福祉の向上には、地元住民だけでなく地元企業や事業所の理解と支援が必要です。積極的に協力しましょう。

※ 小地域福祉ネットワーク事業（地区社協での取組）

地域内の様々な機関の協力を得ながら、ネットワークの力により「安否確認活動」や「生活支援活動」等に取り組む。

〔安否確認活動〕 日常的な声かけや電話、定期的な訪問による見守り等

〔生活支援活動〕 炊事や掃除・ごみ出し等の家事援助、外出の付き添い、集会所を利用したサロン活動等

③ 地域での健康づくりの推進

安心して生活するためには、健康はかけがえのないものであり、市民一人一人に適した健康づくりを進めることが大切です。

このため、自分の健康は自分で守るという自覚を促すとともに、保健、医療、福祉及び生涯学習等が連携した健康づくりの推進が必要です。

[行政の取組]

- 地域の身近な会場で高齢者対象の運動教室や健康づくりの講座を開催するとともに、講師の派遣などにより地区や地域活動団体の健康づくり活動を支援します。
- 健康診査事業の普及により、生活習慣病等の早期発見と治療促進に努めます。

[地域の取組]

- 地域住民の健康の維持増進を図るため、各種保健・健康づくり事業の実施について連携し、協働して取り組みましょう。
- 公民館事業等を通じて地域の施設や器具、資源を活用し、高齢者の健康づくり、生きがいを推進しましょう。

④ 癒やしの心、結いの絆を共有できる地域づくりの推進

近年の都市化、少子高齢化、核家族化などの社会状況の変化は、ひきこもり、孤独死、虐待などの問題を生じさせていることから、お互いに「癒やしの心」を感じながら安心して生活できる地域づくり、また、旧来の地域の相互扶助的機能である「結いの絆」を共有できる地域づくりが求められます。

[行政の取組]

- 地域住民相互に「癒やし」を感じられるような良好な関係を築いていくためには、「マナー」を守り合うことも必要です。このため、「あいさつ」や「声かけ」の促進、不法投棄、ポイ捨て防止など美観確保に関するマナー向上のほか、地域の清掃活動など、共同活動への参加意識向上を促進します。
- 個々の住民が、お互いを支え合い、気遣っていくことが地域福祉の第一歩であり「結い」の絆を共有することにつながると考えられます。社会福祉協議会や各関係団体、機関と連携しながら、地域住民相互において「声かけ」や「見守り」などの交流が積極的に行える地域の環境づくりを支援します。
- 地域住民が安心して交流していくためには、地域ぐるみで「安全・安心」をつくり出すことが重要です。犯罪のない安全・安心なまちづくり条例や推進計画に基づく地域での防犯活動や有害環境浄化活動を支援します。

[地域の取組]

- 進んであいさつをしたり、声をかけあったりして良好な人間関係を築くとともに、「癒やしの心」で見守り、助け合う地域の取組を充実させましょう。
- 地域での清掃や除草作業などの共同活動には積極的に参加して、相互扶助である絆を育み、お互いに顔が見える関係の構築に努めましょう。

(2) サービスの積極的な提供

① サービスの情報提供

利用者にあった福祉サービスを自ら選択し、利用するためには、サービスの内容などの情報が適切に提供されることが必要です。また、地域で自立して生きるためには福祉サービスに止まらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが必要です。

[行政の取組]

- 福祉サービスについて、広報、情報誌、インターネットのホームページ等を積極的に活用し、情報の提供に努めます。
- 情報機器の活用推進をはじめ、障害者や高齢者に配慮した情報提供を推進します。
 - ・ 日常生活用具としての情報機器の給付
 - ・ ボランティアによる市広報のテープ録音、貸出サービス

[地域の取組]

- 地域福祉サービス等の情報について内容を理解し、多くの人に広めましょう。

② 相談体制づくりの推進

地域の生活課題には介護や子育ての問題のほか、家庭内の暴力や青少年の問題、アルコール依存、ひきこもり、虐待などの問題、リストラや倒産による失業、生活困難といった問題も出現しており、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。

こうした状況に対応するには、相談内容に応じて適切に担当窓口につながるよう関係機関が連携、協力し、総合的に課題解決に取り組む体制が必要です。

また、夜間の相談対応についても実施機関や体制等を検討する必要があります。

[行政の取組]

- 民生委員児童委員や相談員の研修等による相談技術の向上を図ります。
- 内容に応じて適切に担当窓口につながるよう相談機能の一層の充実を図ります。
- 高齢者や障害者に関する相談体制の整備を行い、情報提供に努めます。

[地域の取組]

- 民生委員児童委員、地域包括支援センターなど地域には相談のできる機関や相談員が配置されています。まずは気軽に相談してみましょう。

③ 利用者の権利擁護

福祉サービスを利用する上で、判断能力が不十分な利用者の権利が守られる制度などの環境が整備され、活用されることが必要です。

サービス利用者の立場に立って、利用者を保護する日常生活自立支援事業[※]や成年後見制度[※]が十分に活用できるよう、制度の周知を図っていくことが重要です。

[行政の取組]

- 判断能力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助などのために社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、積極的な活用を促します。

[地域の取組]

- 福祉サービスの利用に当たっては、内容確認と利用者負担等の確認をしましょう。
- 金銭及び財産管理について不安な場合は、社会福祉協議会に相談しましょう。

※ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

※ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が、契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度です。

(3) 専門機関との連携

地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスだけでは解決されない事例も少なからずあることから、保健や医療などのサービスも含めた総合的対応が求められ、サービスを調整する仕組みが必要です。

介護保険制度にあっては、要介護及び要支援の高齢者に対して介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健、医療、福祉の各種サービスを連携、調整するケアマネジメントが実施されているほか、平成18年度から設置された地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、支援をはじめ、権利擁護、虐待早期発見、防止等の高齢者に対する総合的支援が行われており、今後も高齢者の在宅介護に対する相談支援体制の確保が必要です。

障害者にとっては、平成18年4月から障害者自立支援法により身体、知的及び精神の全障害者の福祉サービス水準が統一され、障害の種類に関わりなく、身近な所で福祉サービスを利用できるようになりました。日常生活での多様なニーズに適切に対応できるよう、保健、医療、福祉連携によるケアマネジメントの仕組みづくりが必要です。

児童にあっても、児童虐待の増加や子育てに関わる問題が複雑化しており、関係機関の連携が重要です。

配偶者等からの暴力では、これまで家庭内で潜在化してきたことや、児童虐待などとも相互に絡み合っただ複雑で微妙な問題となることが多くなっています。人権を擁護する相談窓口の充実を図るとともに、悩みを持つ人への支援のため、さらなる関係機関の連携が重要です。

〔行政の取組〕

- 専門的機関や専門職などの連携とともに、地域住民の福祉活動との連携を図り、総合的な支援体制を推進します。

〔地域の取組〕

- 地域福祉の推進のため、地域の関係者の協働は欠かせません。関係団体や関係者が幅広く連携し、各種福祉活動を推進しましょう。

(4) 各種福祉施策の推進

① 地域での高齢者支援

高齢期を迎えると体力や記憶力の低下を招くとともに行動範囲が狭まり、社会との関係も薄れていく傾向があり、いわゆる「閉じこもり状態」に陥る可能性があります。

こうした状態から最悪の事態にならないよう、一人暮らしや高齢者のみ世帯に限らず、一般家庭においても介護放棄や高齢者虐待等の事例が見受けられることから、認

知症高齢者等を含め、地域の人による「見守り」や「声かけ」など支え合いの行動が必要です。

[行政の取組]

- 在宅生活支援サービスの利用を促進します。
- 高齢者の健康づくりや活発な社会参加を通して「閉じこもり」や「認知症」などを防ぎます。
- 地域の高齢者を詐欺犯罪から守るため、分かりやすい方法で手口を紹介するなどの啓発活動を推進します。

[地域の取組]

- 一人暮らし高齢者等の安否確認や地域の福祉活動が円滑に取り組めるよう、町内会などでその体制づくりを話し合ひましょう。
- 地域内に存在する事業所等により高齢者の見守りや生活支え合い等、協力できることに取り組まひましょう。
- 高齢者が犯罪被害や交通事故に遭わないよう、防犯、安全対策を地域ぐるみで取り組まひましょう。

② 地域での障害者支援

平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法により 3 障害の福祉サービス提供体制が一元化されました。

身体障害者会では、会員の高齢化傾向があり、知的障害者の保護者による手をつなぐ育成会では子供の将来を考え、親がいなくなっても自立した生活を送れるように、地域の協力支援を得ながら、ともに生活していける道を目指しています。精神障害者にあつては、まだまだ社会での理解が低く、偏見を持たれたり、差別を受けたりすることも少なくないことから、社会全体での正しい理解が求められています。

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るには、経済的基盤や住宅サービスの充実はもとより、地域住民や社会全体が「地域福祉」の必要性を理解しながら、ノーマライゼーション社会の実現に向け、就労支援対策及び作業訓練等、社会参加を促進していくことが必要です。

[行政の取組]

- 町内会や地区社協などの地域組織や関係機関が一体となって障害者を支える仕組みづくりを検討し、関係団体等での事業展開を支援します。
- 障害者に関する福祉サービス等の施策を推進します。
- 障害者団体の育成強化を図ります。
- 一般就労の場を確保するため、ハローワークなどの関係機関との連携により、積極的な雇用促進を図るとともに、事業所としての糸魚川市として、職員の障害者法定雇用率の維持、向上に努めます。
- 一般就労につながるよう、就労支援事業及び地域活動支援センター事業の充実に努めます。

[地域の取組]

- 障害者の一般就労のため、事業所による積極的な雇用促進を図りましょう。
- 障害者に対する理解を深め、地域での障害者支援に努めましょう。
- 事業所は、障害者の法定雇用率を守るとともに、積極的に雇用促進を図りましょう。

③ 地域での子育て支援・見守り支援

家族構成の変化や近隣との関係が希薄になってきたことなどにより、子育て不安や育児ストレスを抱え込み、孤立してしまう世帯が見受けられます。このため、地域住民との普段の付き合いを通じて、いざという時に気軽に頼める子育てや、相談のできる人間関係を築いていくことも大切ですが、一方、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みをつくることも必要です。

また、子育て中の親が集まって自主的に運営している育児サークルがありますが、こうした活動の輪が広がっていくことが期待されています。

[行政の取組]

- 子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブ等の事業を促進するとともに、子育てサークルなどの自主的活動を支援し、活動の紹介に努めます。
- 子育て相談窓口の充実や子育てに関する情報提供に努めます。
- 保育園等の特別保育事業を促進し、多様な保育ニーズに対応します。
- 関係機関との連携により、防犯及び安全対策について事業展開を図ります。
- 障害児への療育相談及び支援体制の充実に努めます。

[地域の取組]

- 子育て支援施設の有効利用と子育てサークル等に自主的に参加しましょう。
- 声かけ運動により、防犯、安全対策事業を地域ぐるみで取り組みましょう。

④ 地域でのその他の支援

母子家庭への支援策としては、児童扶養手当の支給や医療費助成事業等、経済支援施策に加え、生活相談受入れ体制の充実を更に図る必要があります。

生活保護をはじめ、要援護者に対する地域支援としては、民生委員児童委員による相談受入れと必要な援助指導により安定した生活の確保に努めます。

[行政の取組]

- 母子家庭への子育て支援や生活支援、就労支援等を総合的に推進します。
- 生活保護世帯に対しては、就労促進と生活相談に応じます。

[地域の取組]

- 臨時やパートタイマーで就業する母子家庭の母親の雇用に対しては、適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善に努めましょう。
- 要援護者に対する地域での支え合いや生活支援に進んで協力しましょう。

[企業・事業所への期待]

- 企業・事業所にあっては、地域社会の中で住民の理解と協力の上に成り立っています。地域のいろいろな要望に対して、行政や地域での取組に加え、企業・事業所も率先して参画しましょう。
- 社会貢献の理念を尊重し、企業、事業所の人材や技術力を地域に大いに提供しましょう。



2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

(1) 生活環境の整備

全ての人々が地域において、それぞれの能力を活かしながらかいきがいをもちて様々な社会活動に参加できる環境を整えることが求められています。また、多くの人々が利用する公共的な施設や公共交通機関などについて高齢者も障害者も使いやすく快適な環境であることが必要です。

[行政の取組]

- 公共建築物をはじめ、民間の建築物等や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。
- 高齢者や障害者が地域で自立できるよう、住宅改修費用の補助制度の周知を図るとともに、改修に関する相談体制の整備を図ります。
- 高齢者や障害者に対し、生きがいある充実した生活が送れるように社会参加促進事業等、各種事業を実施します。
- 障害者に対する就労機会の拡大を支援します。
- 障害者自立生活のためのグループホーム拡充を支援します。

[地域の取組]

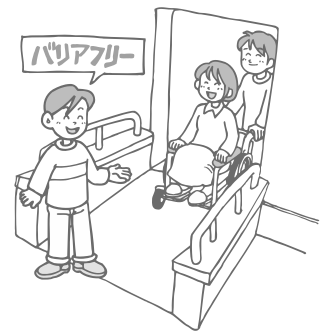
- 全ての人々が安心して生活できる環境づくりに地域ぐるみで取り組みましょう。
- 要援護高齢者や障害者の自立生活を地域で支援しましょう。

※ バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

※ ユニバーサルデザイン

障害を持つ人、持たない人の区別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。



(2) 福祉教育の推進

人と人のつながりを育てるためには、地域での様々な交流が必要です。子どもと高齢者の世代間の交流や地域にある福祉施設との交流など、日常の中で子ども、障害者や高齢者などが、ともに心ふれあう交流事業の推進が必要です。

[行政の取組]

- 障害者をはじめ要援護者に関する「支え合いの市民教育」を推進します。
- ボランティア活動等を通して交流機会の拡大・促進を図ります。
- 各種交流事業の実施に当たっては、男女が互いに協力しあいながら事業を進められるよう男女共同参画の視点に立った事業展開を図ります。

〔地域の取組〕

- 福祉への理解を深める講座や各種事業に地域住民をはじめ、地元企業、事業所ぐるみで積極的に参加しましょう。
- 市民総ぐるみで、思いやり、支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して開催される「市民のつどい福祉大会」等の事業に積極的に参加しましょう。

(3) ボランティア活動等への参加

ボランティアには、障害者の社会参加を支援するなどの目的を持った団体として活動するもの、特定の事業で広く参加を呼びかけるもの、地域の中にあつて地域住民として参加する地域活動など様々な形態があります。

市民一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制を作るとともに、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

〔行政の取組〕

- ボランティアに関する必要な情報を提供します。
- ボランティア講座やリーダー研修などにより、活動の支援を推進します。
- ボランティア連絡協議会の育成支援を図ります。

〔地域の取組〕

- 自分にできることを、まず一つずつ実行してみましょう。
- ボランティア団体等で、積極的に自分の能力を生かして行動していきましょう。



第2期糸魚川市地域福祉計画策定委員会

平成23年10月1日～平成24年3月31日

区 分	所属団体等名		氏 名	備 考
学 識 経 験 を 有 す る 者	1	糸魚川市民生委員児童委員 連絡協議会	長 崎 博 一	
地域福祉関係者	2	(福)糸魚川市社会福祉協議会	倉 又 孝 好	
	3	知的障害者更正施設 メモリアルホームみずほ	金 子 栄 一	
	4	糸魚川総合病院 地域包括支援センター	加 藤 洋 子	
	5	ボランティア団体 「たんぽぽの会」	西 山 忍	
	6	糸魚川地区老人クラブ連合会	小 池 洋 一	副委員長
	7	能生地域区長連絡協議会	池 田 正 夫	委員長
	8	糸魚川地域連合区長会	室 川 健 一	
	9	青海地域地区公民館 連絡協議会	笠 原 武 夫	
	公募による市民	10		清 水 實